

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	革靴製造業事業基盤強化支援事業基金
法人名称	(社)日本皮革産業連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	503百万円(419百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	国際的な経済環境の変化に対応し所要の調整を行う中小革靴製造業の基盤強化に係る事業を実施する。

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。
基金事業を終了する時期	事業を終了する時期の設定が、国際交渉に影響を及ぼすおそれのある基金事業であるため、当該事業については終期を設定しない。
次回の見直し時期	平成23年度
基金事業の目標	中小革靴製造業の経営安定化及び事業多角化を図り、中小革靴製造業の健全な発展に寄与すること。
目標達成度の評価	-
基金の保有割合	1.0
基金の保有割合の算出	<p>(算出に用いた方式)</p> $\text{保有割合} = \frac{\text{直近年度末の基金額}}{\text{事業が完了するまでに必要となる利子補給見込額及び補助・補てん見込額}}$ $= \frac{503 \text{ 百万円}}{503 \text{ 百万円}}$ $= 1.0$ <p>(算出に用いた数値)</p> <p>直近年度末の基金額：平成19年度末の基金保有額 503百万円 事業が完了するまでに必要となる利子補給見込額及び補助・補てん見込額：503百万円</p> <p>(注)経済連携協定の締結等、国際的な経済環境は刻々変化しており、現時点で最終的に必要な基金額を特定できないが、中小革靴製造業がその変化に対応した所要の調整を行うに当たって、現時点での基金保有額は最低限必要であると考えられ、事業が完了するまでに必要となる利子補給見込額及び補助・補てん見込額は保有額と同額としている。</p>
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無
	有・無
その他	

- (1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。
- (2)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)
- (3)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	皮革産業基盤強化特別振興事業基金
法人名称	(社)日本皮革産業連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	12423百万円(3238百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	国際的な経済環境の変化に対応し所要の調整を行う皮革産業の基盤強化に係る事業を実施する。

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。
基金事業を終了する時期	事業を終了する時期の設定が、国際交渉に影響を及ぼすおそれのある基金事業であるため、当該事業については終期を設定しない。
次回の見直し時期	平成23年度
基金事業の目標	皮革産業の経営安定化及び事業多角化を図り、皮革産業の健全な発展に寄与すること。
目標達成度の評価	-
基金の保有割合	1.0
基金の保有割合の算出	<p>(算出に用いた方式)</p> $\text{保有割合} = \frac{\text{直近年度末の基金額}}{\text{事業が完了するまでに必要となる補助・補てん見込額}}$ $= \frac{12423 \text{ 百万円}}{12423 \text{ 百万円}}$ $= 1.0$ <p>(算出に用いた数値)</p> <p>直近年度末の基金額：平成19年度末の基金保有額 12423百万円</p> <p>事業が完了するまでに必要となる補助・補てん見込額：12423百万円</p> <p>(注)経済連携協定の締結等、国際的な経済環境は刻々変化しており、現時点で最終的に必要な基金額を特定できないが、皮革産業がその変化に対応した所要の調整を行うに当たって、現時点での基金保有額は最低限必要であると考えられ、事業が完了するまでに必要となる補助・補てん見込額は保有額と同額としている。</p>
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(3)	使用見込みの低い基金等の該当の有無
	有・無
その他	

- (1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。
- (2)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)
- (3)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。